

昭和四十八年法律第七十二号

目次

形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

五 次条第二項第四号において同じ。)の整備及び管理に関する事項

町村の区域内の緑地保全地域内における第

に規定する基準。第八項において同じ。)に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

前項の規定による処分は、第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

都道府県知事等は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の規定による届出をした者に対し、その旨延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日(前項の規定により第三項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

都道府県知事等は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百四十八号)に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。)が行う行為については、第一項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国(機関又は地方公共団体は、同項の規定により届出をする行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国(機関又は地方公共団体に對し、第六条第一項に規定する基準に従い、当該緑地の保全のためるべき措置について協議を求めることができる。

次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい

支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの。

二 緑地保全地域に関する都市計画が定められ

た際既に着手していた行為

三 非常災害のため必要な応急措置として行う

行為

四 首都圏保全法第四条第一項の規定による近

郊緑地保全計画に基づいて行う行為

五 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で

定める行為に該当する行為

六 基本計画において定められた当該緑地保全

地域内の緑地の保全に関連して必要とされる

施設の整備に関する事項に従つて行う行為

八 市民緑地契約において定められた当該市民

緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる

施設の整備に関する事項に従つて行う行為

九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(原状回復命令等)

第九条 都道府県知事等は、前条第二項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他

の工作物若しくは物件についての権利を承継し

た者に對して、相当の期限を定めて、当該緑地

の保全に対する障害を排除するため必要な限度

において、その原状回復を命じ、又は原状回復

が著しく困難である場合に、これに代わるべき

必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

る。

前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて

當該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該原状回復等を行らし、又

はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相

当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行な

いときは、都道府県知事等又はその命じた者若

しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨を

あらかじめ公告しなければならない。

前項の規定により原状回復等を行おうとする

者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

都道府県等は、第八条第二項の規定による

処分を受けたため損失を受けた者がある場合に

においては、その損失を受けた者に對して、通

常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号

のいずれかに該当する場合における当該処分に

係る行為については、この限りでない。

第一項の届出に係る行為をするにつ

いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受

けるべきことを定めている法律(法律に基づ

く命令及び条例を含むものとし、当該許可そ

の他の処分を受けることができないため損失

を受けた者に對して、その損失を補償すべき

ことを定めているものを除く。)がある場合

において、当該許可その他の処分の申請が却

下されたとき、又は却下されるべき場合に該

当するとき。

二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲

げるものであると認められるとき。

イ 都市計画法による開発許可を受けた開発

行為により確保された緑地その他これに準

ずるものとして政令で定める緑地の保全に

支障を及ぼす行為

ロ イに掲げるもののほか、社会通念上緑地

保全地域に関する都市計画が定められた趣

旨に著しく反する行為

二 第七条第五項及び第六項の規定は、前項本文

の規定による損失の補償について準用する。

(報告及び立入検査等)

第十一條 都道府県知事等は、緑地保全地域内の

緑地の保全のため必要があると認めるときは、

その必要な限度において、第八条第二項の規定

により行為を制限され、若しくは必要な措置を

とるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該

土地、建築物その他の工作物若しくは物件につ

ての風致又は景観が優れること。

イ 風致又は景観が優れること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に

保全する必要があること。

三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の

住民の健全な生活環境を確保するため必要な

模及び形態を有するもの

3 前項に規定する職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

第二節 特別緑地保全地区

都道府県等は、第八条第二項の規定による

権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

都道府県等は、第八条第二項の規定による

規則に認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定による

計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

都道府県等は、第八条第二項の規定によ

る処分を受けたため損失を受けた者がある場合に

においては、その損失を受けた者に對して、通

常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号

のいずれかに該当する場合における当該処分に

係る行為については、この限りでない。

第一項の届出に係る行為をするにつ

いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受

けるべきことを定めている法律(法律に基づ

く命令及び条例を含むものとし、当該許可そ

の他の処分を受けることができないため損失

を受けた者に對して、その損失を補償すべき

ことを定めているものを除く。)がある場合

において、当該許可その他の処分の申請が却

下されたとき、又は却下されるべき場合に該

当するとき。

二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲

げるものであると認められるとき。

イ 都市計画法による開発許可を受けた開発

行為により確保された緑地その他これに準

ずるものとして政令で定める緑地の保全に

支障を及ぼす行為

ロ イに掲げるもののほか、社会通念上緑地

保全地域に関する都市計画が定められた趣

旨に著しく反する行為

二 第七条第五項及び第六項の規定は、前項本文

の規定による損失の補償について準用する。

(報告及び立入検査等)

第十三條 第七条の規定は、特別緑地保全地区

に關する都市計画が定められた場合について準用

する。この場合において、同条第一項中「緑地

保全地域である」とあるのは、「特別緑地保全地

域」とあるのは、「特別緑地保全地区」と

読み替えるものとする。

第十四条 特別緑地保全地区における行為の制限

掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けな

ければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為であつて同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

都道府県知事等は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることがで

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

- 一 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
- 二 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為
- 三 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とする施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 四 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為
- 五 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 六 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 七 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等についての準用）

第十五条 第九条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

（損失の補償についての準用）

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十一条第一項第一号及び第二号中「第八条の第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号ロ中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとす。

（土地の買入れ）

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利

用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項又は次条第四項の規定によることによる買入れが行われる場合を除き、これを買入れるものとする。

2 前項の申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村を市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県又は町村が、当該土地を買入れるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(都市緑化支援機構による特定緑地保全業務)
第十七条の二 都道府県等は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第七十条において「対象土地」という。）について、第七十条第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認められるときは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の都道府県等は、当該通知の後速やかに、特定緑地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一 都市緑化支援機構が第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二 都市緑化支援機構が第七十条第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

四 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る
対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五 前号の期間内において都市緑化支援機構が第七条第四号に掲げる業務として行う都道府県等への対象土地の譲渡の方法及び時期まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて都道府県等が負担すべきもの 支払の方法及び時期

六 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買入れるものとする。

七 その他国土交通省令で定める事項

4 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買入れるものとする。

5 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、特定緑地保全業務を行わなければならない。

7 第五項に定めるもののほか、都道府県等は、業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。
(買入された土地の管理)

第二十一条 都道府県は、第十七条第一項若しくは第三項の規定により買入れた土地又は業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地については、この法律の目的に適合するよう、かつ、第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

2 前項の規定は、市町村について準用する。この場合において、同項中「第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画」とあるのは、「第四条第二項第六号ハに掲げる事項を定める基本計画」と読み替えるものとする。
(報告及び立入検査等についての準用)

第十九条 第十一条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは、「第十四条第一項の規定による許可を受けた」と、同条第二項中「第八条及び第九条」とあるのは、「第十四条の規定及び

（都市計画の決定等に関する特例）
第十五条において準用する第九条」と、第八
条第一項各号」とあるのは「第十四条第一項各
号」と読み替えるものとする。

者に計画に特徴ある同一の区域に於ける第一項から第五項まで
画法第十一条第一項第二号に掲げる施設である
綠地として定めるときについては、同法第六条
条の規定及び同法第十九条第三項から第五項まで
で（同法第二十一条第二項において準用する場合
を含む。）の規定は適用せず、同法第十九条
第一項（同法第二十一条第二項において準用する
場合を含む。）中「とする」とあるのは、「と
する」ただし、当該都市計画の案について異議
がある旨の第十七条第二項の規定による意見書
の提出がなかつたときは、その議を経ることを
要しない」とする。
(都市計画事業の認可に関する特例)

第十九条の三 市町村は、第四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項として、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可に関する事項を定めることができる。

定める場合においては、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に協議をするとともに、市にあつては都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならぬ。

一 前項に規定する事業を都市計画事業として

二 施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する施設を管理する者の意見の聴取を要することとなるとき
当該施設を管理する者

三 前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要することとなるとき
当該事業を行う者

第一項に規定する事項が定められた基本計画が第四条第八項（同条第九項において準用する）

場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項に規定する事業を実施する市町村又は都市緑化支援機構に対する都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可があつたものとみなす。

第三節 地圖四等

第二十条 市町村は、地区計画等緑地保全条例（都市計画法第 二十九条の二）

四条第九項に規定する地区計画等をいう。第三十九条第一項において同じ。の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。以下この項及び第三十九条第一項において同じ。）防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。次項において同じ。）で良好な居住環境を確保するため必要なもののが保全に関する事項（地区整備計画にあつては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。）が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十二条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等の緑地保全条例」という。）には、併せて、市町村長が当該樹林地、草地等の保全のために必要な条件を付すことができる旨を定めることができる。

3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保（第一項（歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。）の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確保）及び都市における緑地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

第四節 管理協定

第四節 管理

地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項まで及び第九項（第一号、第二号、第六号及び第七号に係る部分に限る。）の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

（標識の設置等についての準用）

第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第二項及び第四項中「緑地保全

「地域」とあるのは、「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」と、同条第五項中「都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、同条第六項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第二十二条 地区計画等緑地保全条例には、第十五条において準用する第九条の規定及び第十九条において読み替えて準用する第十一条の規定の例により、原状回復等の命令並びに報告の徴収及び立入検査等をすることができる旨を定めることができる。

第二十三条 第十条の規定は、地区計画等緑地保全条例による許可を受けることができないため、損失を受けた者がある場合について準用する。

(管理協定の締結等)

第二十四條

の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認められたときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び受益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかとなるものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」といふ。）
- 二 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- 四 管理協定の有効期間

五 管理協定に違反した場合の措置
3 2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならぬ。管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。
一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定について

いては、基本計画との調和が保たれ、かつては、基本計画に第四条第二項第五号ハに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定について、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第六号ニに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

三 土地及び木竹の利用を不當に制限するもの

四 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること

と。今、この辺に通じる。

地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる事項

を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同

意を得なければならぬ。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地

二地域の管理協定の区域の二地域について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認

可を受けなければならぬ。
(管理協定の縦覧等)

第二十五条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請が

第三項の規定によれば、管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公

告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管

（管理協定の認可）
意見書を提出することができる。

第二十六条 市町村長は、第二十四条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号の

いずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

二 一 申請手続が法令に違反しないこと。
二 管理協定の内容が、第二十四条第三項各号
に掲げる基準のいずれにも適合するものであ
ること。

(管理協定の公告等)

第二十七條 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、そ

(管理協定の変更)
第二十八条 第二十四条第二項から第五項まで及び第三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。
(管理協定の効力)
第二十九条 第二十七条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。
(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)
第三十条 第二十四条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

のに限る。) 又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従つて行われるものに限る。)に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第三十二条 削除
(公害等調整委員会の裁定)

第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例(第二十条第一項の許可に係る部分に限る。)の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十五回号)第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留等の他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものの限る。)をいう。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の建築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

4 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区画の二以上にわたる場合には、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区画にあつては、零)にそな敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計額により一つの敷地とみなされる。団地又は一定の団地又は区域の土地の区域内の建築物については、当該団地又は区域の土地の総面積に対する割合を乗じて得たものの合計額以上でなければならぬ。

(一)の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定により一つの敷地とみなされる。団地又は一定の団地又は区域の土地の区域内の建築物について、当該団地又は区域の土地の総面積に対する割合を乗じて得たものの合計額以上でなければならぬ。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条(第三項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるとして前条の規定を適用する。

地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。
市民緑地契約の内容は、基本計画との調和が保されたものでなければならない。
4 市民緑地の管理期間は、一年以上で国土交通省令で定める期間以上でなければならない。
5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全区域又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号口に掲げる事項を定める場合においては、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつては、それぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならぬ。

6 首都圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全区域を除く。以下同じ。）及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全区域を除く。以下同じ。）内の土地の区域、都府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）

7 二 緑地保全地域（地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。第八項第二号において同じ。）及び特別緑地保全地域（以下「指定都市」の区域、都道府県知事等

8 一 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域において、都道府県又は指定都市がそれぞれ当該都道府県又は当該指定都市の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合

9 二 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内において、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場合

三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内において、市町村が当該市町村の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合

4 地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、市民緑地契約を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公

5 告し、かつ、市民緑地の区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（国の補助）

第六十条 第二節 市民緑地設置管理計画の認定（市民緑地設置管理計画の認定）

第六十一条 緑化地域又は第四条第一項第十号の地域内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画（以下「市民緑地設置管理計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

二 市民緑地設置管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積

2 揭げる施設の概要、規模及び配置

3 ヨ 緑化施設

4 ハ 住民の利便のため必要な施設

5 フ イ 園路、広場その他の市民緑地を利用するとされる施設

6 ロ 市民緑地の設置及び管理の資金計画

7 ハ その他の施設

8 フ ロ 市民緑地の管理の方法

9 ハ ロ 市民緑地の管理期間

（市民緑地設置管理計画の認定基準等）

第六十二条 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準を除く。に適合すると認めるとときは、その認定をする。

（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第八号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるとときは、その認定をする。

二 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。

三 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規格以上であることを。

四 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。

六 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形

成に貢献するものであること。

七 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するた

めに必要なその他の能力が十分であること。

八 市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う

行為であつて第十四条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第二項の規定により當該許可をしてはならない場合に該当しないこと。

九 前項第三号の緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

二 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

三 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

四 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

五 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

六 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

七 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

八 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

九 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまで掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に定める基準に適合するものであることを。

一 指定都市以外の市町村の区域内の首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域において行う行為であつて、首都圏保全法第七条第一項又は近畿圏保全法第八条第一項の規定による届出をしなければならないも

の行為であつて、第八条第一項の規定による

二 町村の区域内の緑地保全地域内において行

三 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

四 国土交通省令で定める規格以上であるこ

と。

五 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

六 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

七 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

八 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

九 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

一〇 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

一一 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

一二 市民緑地を設置する土地等の区域の面積

一二

三 町村の区域内の特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならぬもの 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるとときは、前項の同意をするものとする。

四 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に受けなければならないもの 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるとときは、前項の同意をするものとする。

五 市町村長は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該認定に係る市民緑地の区域を公告しなければならない。

(市民緑地設置管理計画の変更)

第六十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めることにより、市町村長の認定を受けなければならない。

二 前条の規定は、前項の認定について準用する。（報告の徴収）

第六十三条 市町村長は、認定事業者に対し、第六十一条第一項の認定を受けた市民緑地設置管理計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。（改善命令）

第六十四条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従つて市民緑地の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（認定の取消し）

第六十五条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の認定を取り消すことができる。（首都圈保全法等の特例）

第六十六条 認定事業者が認定計画に従つて首都圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するた

二 認定事業者が認定計画に従つて緑地保全地域において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

三 認定事業者が認定計画に従つて緑地保全地域において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

四 認定事業者が認定計画に従つて特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号イ又はロに掲げる施設を整備するため第十四条第一項の許可を受けなければならない行為を行つ場合には、当該許可があつたものとみなす。

五 認定事業者が認定計画に従つて特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号ハに掲げる施設を整備するため行う行為については、第十四条第一項から第七項までの規定は、適用しない。（認定市民緑地の管理）

第六十七条 地方公共団体又は第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十二条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて設置された市民緑地（次条において「認定市民緑地」という。）を管理する（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例の準用）

第六十八条 第三十条の規定は、前条の緑地保全・緑化推進法人が同条の規定に基づき管理する認定市民緑地内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第六十九条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」といふ。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて、

第七章 都市緑化支援機構

（支援機構の指定）

一 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

二 第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

三 第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出をした者から対象土地の管理を行うこと。

四 第十七条の二第三項第四号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。

め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十三条 支援機構は、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止)

第七十四条 支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 特定緑地保全業務

二 第七十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三 第七十一条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

四 第七十五条 支援機構は、支援業務について、国

土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第七十六条 支援機構の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

二 支援業務に従事する支援機構の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他事する職員とみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第七十七条 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要な限度において、支援機構に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機構の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。る。

第二 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第七十八条 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し、支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第七十九条 国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

一 第六十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第六十九条第四項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条又は第七十五条の規定に違反したとき。

三 第七十一条第一項又は第三項の認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。

四 第七十一条第五項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行つたこと。

(推進法人の業務)

第八十二条 推進法人は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次のいずれかに掲げる業務

二 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

三 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を公示しなければならない。

四 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

五 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第八十三条 推進法人は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならぬ。

(改善命令)

第八十四条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第八十五条 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その指定を取り消すことによる命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

二 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第八十六条 国及び地方公共団体は、推進法人に対する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他の営利を目的としない法人

による命令に違反したときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(推進法人の指定)

第八十七条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他の営利を目的としない法人

による命令に違反したときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(推進法人の指定)

第八十八条 緑地確保事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その実施する都市における緑地の確保のための取組(以下「緑地確保事業」という。)に関する計画(以下「優良緑地確保計画」という。)を作成し、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を申請することができる。

(優良緑地確保計画の認定)

第八十九条 緑地確保事業には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 緑地確保事業の内容

二 計画期間

三 緑地確保事業の実施体制

四 資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる。

と認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」とい

う。)として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定をしたときには、推進法人の名称、住所及び事務所の所在

地を公示しなければならない。

推進法人は、その名称、住所又は事務所の所

在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を

市町村長に届け出なければならない。

市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければ

ならない。

とときは、当該届出に係る事項を公示しなければ

ならない。

第九章 優良緑地確保計画の認定等
第一節 優良緑地確保計画の認定

(緑地確保指針の策定)

第八十七条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者(その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。)が講ずべき措置に関する指針(以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。)を定めるものとする。

形態を図るために緑地確保事業者(その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。)が講ずべき措置に関する指針(以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。)を定めるものとする。

市町村長は、前項の規定による指定をしたときには、推進法人の名称、住所及び事務所の所在

地を公示しなければならない。

推進法人は、その名称、住所又は事務所の所

在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を

市町村長に届け出なければならない。

市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければ

ならない。

とときは、当該届出に係る事項を公示しなければ

ならない。

4	条第三項第一号及び第二号に掲げる事項を記載することができる。
5	国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。
6	国土交通大臣は、第一項の認定をする場合に当たつては、国土交通省令で定めるところにより、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。
7	国土交通大臣は、第一項の認定をする場合において、その申請に係る優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該優良緑地確保計画について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、かつ、当該行為が第三号に掲げる行為に該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならぬ。首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏保全法第七条第一項又は近畿圏保全法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの、都府県知事、当該行為が指定都市の区域内において行われるものである場合にあつては、当該指定都市の長)。
8	国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた緑地確保事業者の氏名又は、当該認定を受けた緑地確保事業者の氏名又は名称及び当該認定に係る優良緑地確保計画に該当しないと認めるときは、前項の同意をすることとする。(変更の認定等)
9	国土交通大臣は、第一項の認定を受けた緑地確保事業者が認定を受けた緑地確保事業者の氏名又は、当該認定に係る優良緑地確保計画の内容を公表するものとする。
10	第八十九条 前条第一項の認定を受けた緑地確保事業者は、当該認定に係る優良緑地確保計画を

1	前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2	前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
3	前条第一項の認定(第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた緑地確保事業者(以下「認定事業者」という。)は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4	前条第四項から第八項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
5	前項の変更の認定について準用する。
6	前項の変更の認定について準用する。
7	前項の変更の認定について準用する。
8	前項の変更の認定について準用する。
9	前項の変更の認定について準用する。
10	前項の変更の認定について準用する。

1	前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2	前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
3	前条第一項の認定(第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた緑地確保事業者(以下「認定事業者」という。)は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4	前条第四項から第八項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
5	前項の変更の認定について準用する。
6	前項の変更の認定について準用する。
7	前項の変更の認定について準用する。
8	前項の変更の認定について準用する。
9	前項の変更の認定について準用する。
10	前項の変更の認定について準用する。

1	前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2	前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
3	前条第一項の認定(第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた緑地確保事業者(以下「認定事業者」という。)は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4	前条第四項から第八項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
5	前項の変更の認定について準用する。
6	前項の変更の認定について準用する。
7	前項の変更の認定について準用する。
8	前項の変更の認定について準用する。
9	前項の変更の認定について準用する。
10	前項の変更の認定について準用する。

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日
(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後、それぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務となる。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)に
関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市緑地保全法(以下「都市緑地保全法」という。)第一条の二の規定に基づき定められている緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(次項において「旧基本計画」という。)は、第一条の規定による改正後の都市緑地法(以下「都市緑地法」という。)第四条の規定に基づき定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(次項において「新基本計画」という。)とみなす。

2 この法律の施行の際旧基本計画に定められている都市緑地保全法第二条の二第二項第三号ニの地区は、新基本計画に定められた都市緑地法第四条第二項第三号ホの地区とみなす。

(緑地保全地区に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に都市緑地保全法第三条の規定により定められている緑地保全地区は、新基本計画に定められた都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定されている緑地管理機構は、都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

**附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二号) 拝
(施行期日)**

の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く)並びに同法第十二条及び第十三条の改正規定に限る)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十一条及び第五十六条の改正規定に限る)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十九条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四项第三項」を「第四项第四項」に改める部分を除く)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四项第三項」を「第四项第四項」に改める部分を除く)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第二十七条第一項から第三项まで、第三十条から第三十二条まで、第三十一条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項及び第三项、第五十九条、第六十一条から第六十二条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三项まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一項の改正規定を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る)、第一百一条、第一百十二条、第一百五十五条から第七十条まで、第一百七十七条まで、第一百九十九条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る)、第一百十九条、

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）
第一百二十一一条の二並びに第一百二十三条第一項
の規定 平成二十四年四月一日

む。）、第十一一条第一項若しくは第二項（新都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十四条第一項若しくは第三

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

第六十二条 第百二十八条の規定（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際見に効力を有する。

（この多いおれいの同）の施行の際現に交付する
有する第百二十八条の規定の改正前の都市
緑地法（以下この条及び附則第九十条において
「旧都市緑地法」という。）第六条第一項の規定
により都道府県が定めた緑地保全計画若しくは
旧都市緑地法第六条第一項若しくは第四項、第
七条第一項、第三項若しくは第四項（旧都市緑
地法第十三条においてこれらの規定を準用する
場合を含む。）、第七条第五項若しくは第六項
(旧都市緑地法第十条第二項及び第十三条にお
いてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第
八条第二項、第四項、第六項若しくは第八項、第
九条第一項若しくは第二項（旧都市緑地法第
十五条においてこれらの規定を準用する場合を
含む。）、第十条第一項（旧都市緑地法第十六条
において準用する場合を含む。）、第十二条第一
項若しくは第二項（旧都市緑地法第十九条にお
いてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第
十四条第一項、第三項若しくは第七項、第二十
四条第四項若しくは第五十五条第五項（市民緑
地契約の対象となる土地の区域が同項第二号に
掲げるものである場合に限る。以下この項にお
いて同じ。）の規定により都道府県若しくは都
道府県知事が行った許可その他の行為又は現に
旧都市緑地法第八条第一項若しくは第七項、第
十四条第一項、第四項から第六項まで若しくは
第八項、第二十四条第四項若しくは第五十五条
第五項の規定により都道府県知事に対して行つ
ている許可の申請その他の行為で、第一百二十八
条の規定による改正後の都市緑地法（以下「この
条及び附則第九十条において「新都市緑地法」
という。）第六条第一項、第五項若しくは第六
项、第七条第一項、第三項若しくは第四項（新
都市緑地法第十三条においてこれらの規定を準
用する場合を含む。）第七条第五項若しくは第六
项（新都市緑地法第十条第二項及び第十三条にお
いてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第
八条第一項、第二項、第四項若しくは第六
项から第八項まで、第九条第一項若しくは第六
项（新都市緑地法第十五条においてこれらの規
定を準用する場合を含む。）、第十条第一項（新
都市緑地法第十六条において準用する場合を含

は、それぞれこれらの中規定により当該市が定めた緑地保全計画若しくは当該市若しくは市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対し行つた許可の申請その他の行為とみなす。

2 第百二十八条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市緑地法第十四条第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買入れの手続については、新都市緑地法第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第百二十八条の規定の施行前に旧都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により都道府県知事に對し届出をしなければならないとされている事項のうち新都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により市長に對して届出をしなければならないこととなるもので、第百二十八条の規定の施行前にその手續がされていないものについては、第百二十八条の規定の施行後には、これを、これらの規定により市長に對して届出をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4 第百二十九条の規定の施行の際現に旧都市緑地法第五十五条第五項の規定により地方公共団体がして協議の申出（市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第一号に掲げるものである場合に限る。）は、新都市緑地法第五十五条第五項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)

（施行期日）
第九号 抄 (平成二六年六月一三日法律第六
附 則 公布の日)
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(経過措置の原則)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合には、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
第二条 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

令への委任
十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

3 による。取り消しの請求のお走りについてがお行前の例
の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に對する経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定(公布の日)

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二

条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、

同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改

正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び

第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八

条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)(平成二十年法律第四十号)第

三十二条第五項第一号の改正規定に限る)、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十

三条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)第十五条の改正規定に限る)の規定(公布の日から起算して一年を超えて政令で定める日)

二 都市緑地法の一部改正に伴う経過措置(検討)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物(第一条の規定による改正前の都市緑地法(以下この条において「旧都市緑地法」という)第三十五条第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう)。

次項において同じ)の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法(以下この条において「新都市緑地法」という)第三十五条第六項又は第八

項に規定する建築物に該当する建築物をいう。

附 則 (平成三十一年六月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定並びに附則第三条、第九条及び第五十五条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る)の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から三月を超えない範囲内において政令で定める日)

三 八条第一項の規定により指定されている緑地管理機構(旧都市緑地法第六十九条第一号イからハまでのいづれかに掲げる業務を行うものに限る)次項において「旧機構」という)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において新都市緑地法第六十九条第一項の規定によりその住所地の市町村長から指定された緑地保全・緑化推進法人(次項において「新法人」という)とみなす。

四 この法律の施行の際現に効力を有する旧都市緑地法第六十八条第二項若しくは第四項若しくは第七十一条の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は現に旧都市緑地法第六十八条第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対して行つている指定の申請その他の行為であつて旧機構に係るもの(うち、新都市緑地法第六十九条又は第七十二条の規定により市町村長が行つた命令その他)の行為又は当該市町村長に対して行つた指定の申請その他の行為とみなす。

五 (罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則(令和三年五月一〇日法律第三二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則(令和三年五月一〇日法律第三二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則(令和三年五月一〇日法律第三二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定(公布の日)

二 第二条の規定(第五条中下水道法第六条第二号の改正規定(同法第七条の二を同法第七条の三第二項)に改める部分に限る)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(第七条の二第二項)を「第七条の二号」に改める部分に限る)及び同法第三十二条の改正規定、第六条の規定(同条の三とし、同法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く)並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)の項第一号の改正規定に限る)第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

四 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えてした後(前項の特定建築物については、同項に規定する新築又は増築をした特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後)に施行する新築又は増築(当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む)について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築(当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む)については、なお従前の例による。

二 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則(令和四年五月二九日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の都市緑地法第一百五十五条第一項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。